

民生委員・児童委員とは？

民生委員・児童委員は、地域でさまざまな問題を抱えている人の相談や援助に当たる人です。また、行政・福祉サービスと地域住民とを結ぶパイプ役でもあり、以下のような活動を行っています。

1 福祉ニーズの把握

地域住民が抱える問題や福祉ニーズを日常的に把握

2 相談

福祉に関する心配ごとや相談を受け、解決のお手伝い

3 見守り

一人暮らしの高齢者への声掛け・安否確認などの見守り活動

4 情報提供および助言

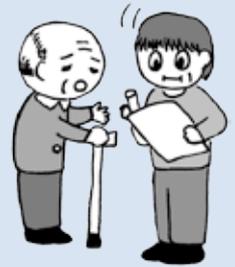
各種福祉サービスや生活福祉資金の貸し付け、悪徳商法の被害防止などに関する情報提供や専門機関の紹介

5 関係機関への協力

区役所や保健センター、児童相談所などへの協力・連携

6 地域福祉活動の推進

町内会や福祉のまち推進センター、介護予防センター、地域包括支援センターなどとの連携、地域の「子育てサロン」への協力



子ども専門の主任児童委員もいます

民生委員・児童委員の中には、地域の子どものに関する問題を専門に担当している「主任児童委員」がいます。

活動内容

- ①いじめ・不登校問題の相談
- ②児童虐待の早期発見・対応
- ③学校や児童相談所など関係機関との連携
- ④地域の「子育てサロン」の運営や協力



民生委員・児童委員の証

民生委員・児童委員は、門標を自宅の玄関に張り、身分証を常に携帯しています。



民生委員・児童委員は、どのように決められるの？

地域の推薦を受けて、札幌市の民生委員推薦会、社会福祉審議会で候補者を決め、厚生労働大臣から委嘱された方が「民生委員・児童委員」となります。

地区民生委員・児童委員推薦準備会

推薦

市民生委員推薦会

推薦

諮問

市長

答申

市社会福祉審議会

推薦

厚生労働大臣

委嘱

民生委員・児童委員

活動開始